

令和8年3月19日

## 人事院事務総長

「職員の令和九年国際園芸博覧会特措法第2条第1項の規定により指定された国際園芸博覧会協会への派遣の運用について」の一部改正について（通知）

「職員の令和九年国際園芸博覧会特措法第2条第1項の規定により指定された国際園芸博覧会協会への派遣の運用について（令和4年6月24日人企一791）」の一部を下記のとおり改正したので、令和8年4月1日以降は、これによってください。

## 記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後	改正前
(削る)	<u>規則第11条関係</u> <u>令和九年国際園芸博覧会特措法</u> <u>第15条第1項の規定による派遣</u> <u>後職務に復帰した職員を昇格させ</u> <u>る場合には、次の各号に掲げる職</u> <u>員の区分に応じ、当該各号に定め</u>

る職務の級に昇格させることができる。ただし、特別の事情によりこれにより難い場合には、あらかじめ事務総長に協議して、別段の取扱いをすることができる。

二 人事院規則 9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）第 11 条第 3 項の規定により職務の級を決定された職員以外の職員 昇格させようとする日に新たに職員となったものとした場合のその者の経験年数がその者を昇格させようとする職務の級をその者の属する職務の級とみなした場合の給実甲第 326 号（人事院規則 9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）第 15 条関係第 5 項に規定する最短昇格期間（ただし、人事院規則 9—8 第 20 条第 4 項後段の規定に該当するときは、当該最短昇格期間に 100 分の 50 以上 100 分の 100 未満の割合を乗じて得た期間とすることができる。）以上となる当該昇格させようとする職務の級

二 人事院規則9—8第11条第  
3項の規定により職務の級を決  
定された職員 当該派遣がなく  
引き続き職務に従事したものと  
みなして、その者が当該派遣の  
直前に属していた職務の級を基  
礎として昇格等の規定を適用し  
た場合に、その者を昇格させよ  
うとする日に属することとなる  
職務の級を超えない範囲内の職  
務の級

以 上